

## 会 議 録 第 6 号

1. 招集日時 平成29年3月24日(金) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

- 1番 藤田尚美君
- 2番 秋山泉君
- 3番 尾野政子君
- 4番 伊藤裕一君
- 5番 長田麻美君
- 6番 山本伸子君
- 7番 杉森弘之君
- 8番 須藤京子君
- 9番 黒木のぶ子君
- 10番 甲斐徳之助君
- 11番 池辺己実夫君
- 12番 守屋常雄君
- 13番 市川圭一君
- 14番 小松崎伸君
- 15番 石原幸雄君
- 16番 遠藤憲子君
- 17番 鈴木かずみ君
- 18番 利根川英雄君
- 19番 山越守君
- 20番 板倉香君
- 21番 柳井哲也君
- 22番 中根利兵衛君

1. 欠席議員 なし

## 1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
監 査 委 員	早 川 広 行 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	飯 泉 栄 次 君
総 務 部 長	中 澤 勇 仁 君
市 民 部 長	坂 野 一 夫 君
保健福祉部長	川 上 秀 知 君
環 境 部 長	坂 本 光 男 君
経 済 部 長	山 岡 康 秀 君
建 設 部 長	八 島 敏 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	山 越 恵美子 君
農業委員会 事 務 局 長	結 速 武 史 君
経営企画部次長	吉 田 将 巳 君
総務部次長	小 林 和 夫 君
市民部次長	高 谷 寿 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
環境部次長	梶 由紀夫 君
経済部次長	小 川 茂 生 君
建設部次長	岡 野 稔 君
建設部次長	藤 田 聡 君
建設部次長	長谷川 啓 一 君
教育委員会次長	飯 野 喜 行 君
教育委員会次長	杉 本 和 也 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局 長	滝 本 仁 君
庶務議事課長	野 島 貴 夫 君
庶務議事課長補佐	中 根 敏 美 君
庶務議事課長補佐	飯 田 晴 男 君
書 記	飯 村 彰 君

## 平成29年第1回牛久市議会定例会

### 議事日程第6号

平成29年3月24日（金）午前10時開議

- 日程第 1. 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 2. 議案第 2号 牛久市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3. 議案第 3号 牛久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4. 議案第 4号 牛久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5. 議案第 5号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6. 議案第 6号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7. 議案第 7号 牛久市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8. 議案第 8号 牛久市放課後児童対策施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9. 議案第 9号 牛久市放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10. 議案第10号 牛久市地域包括センターの運営及び人員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11. 議案第11号 平成28年度牛久市小規模水道事業特別会計予算
- 日程第12. 議案第12号 平成28年度牛久市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第13. 議案第13号 平成28年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14. 議案第14号 平成28年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第15. 議案第15号 平成28年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16. 議案第16号 平成28年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17. 議案第17号 平成28年度牛久市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18. 議案第18号 平成28年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

- 日程第19. 議案第19号 平成29年度牛久市一般会計予算
- 日程第20. 議案第20号 平成29年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第21. 議案第21号 平成29年度牛久市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第22. 議案第22号 平成29年度牛久市青果市場事業特別会計予算
- 日程第23. 議案第23号 平成29年度牛久市小規模水道事業特別会計予算
- 日程第24. 議案第24号 平成29年度牛久市介護保険事業特別会計予算
- 日程第25. 議案第25号 平成29年度牛久市工業用地造成事業特別会計予算
- 日程第26. 議案第26号 平成29年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第27. 議案第27号 牛久市道路線の認定について
- 日程第28. 議案第28号 牛久市道路線の路線変更について
- 日程第29. 意見書案第1号 年金の最低保障機能の強化を求める意見書の提出について
- 日程第30. 意見書案第2号 児童扶養手当の拡充を求める意見書の提出について
- 日程第31. 意見書案第3号 子どもの医療費助成事業の拡充を求める意見書の提出について
- 日程第32. 意見書案第4号 「テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）」創設に反対する意見書の提出について
- 日程第33. 請願第1号 農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる請願
- 日程第34. 議員提出議案第1号 牛久市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第35. 閉会中の事務調査の件

午前9時59分開議

○議長（市川圭一君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

議員提出議案第1号の1件が追加提出されましたので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1、議案第1号ないし日程第28、議案第28号の28件、日程第29、意見書案第1号ないし日程第32、意見書案第4号の4件、日程第33、請願第1号の1件を一括議題といたします。

○

議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて

議案第 2号 牛久市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 3号 牛久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 4号 牛久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 5号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 6号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 7号 牛久市税条例の一部を改正する条例について

議案第 8号 牛久市放課後児童対策施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 9号 牛久市放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第10号 牛久市地域包括センターの運営及び人員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第11号 平成28年度牛久市小規模水道事業特別会計予算

議案第12号 平成28年度牛久市一般会計補正予算（第7号）

議案第13号 平成28年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第14号 平成28年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

議案第15号 平成28年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第2号）

議案第16号 平成28年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第17号 平成28年度牛久市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）

- 議案第18号 平成28年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第19号 平成29年度牛久市一般会計予算
- 議案第20号 平成29年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第21号 平成29年度牛久市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第22号 平成29年度牛久市青果市場事業特別会計予算
- 議案第23号 平成29年度牛久市小規模水道事業特別会計予算
- 議案第24号 平成29年度牛久市介護保険事業特別会計予算
- 議案第25号 平成29年度牛久市工業用地造成事業特別会計予算
- 議案第26号 平成29年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第27号 牛久市道路線の認定について
- 議案第28号 牛久市道路線の路線変更について
- 意見書案第1号 年金の最低保障機能の強化を求める意見書の提出について
- 意見書案第2号 児童扶養手当の拡充を求める意見書の提出について
- 意見書案第3号 子どもの医療費助成事業の拡充を求める意見書の提出について
- 意見書案第4号 「テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）」創設に反対する意見書の提出について
- 請願第1号 農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる請願

○議長（市川圭一君） 本件に関しましては、各委員長から審査結果の報告を受けました。つきましては、各委員長から審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

初めに、秋山総務常任委員長。

---

平成29年3月24日

牛久市議会議長 殿

総務常任委員会

委員長 秋山 泉

#### 総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第1号	専決処分の承認を求めることについて	原案可決
議案第2号	牛久市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第3号	牛久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第4号	牛久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第5号	牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第6号	牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第7号	牛久市税条例等の一部を改正する条例について	原案可決
議案第12号	平成28年度牛久市一般会計補正予算（第7号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
意見書案第4号	「テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）」創設に反対する意見書の提出について	否決

〔総務常任委員長秋山 泉君登壇〕

○総務常任委員長（秋山 泉君） 総務常任委員会委員長審査報告。

平成29年3月9日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告を申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る3月16日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第1号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

本件は、平成28年度牛久市一般会計補正予算（第6号）でありまして、去る2月18日に行われた稀勢の里関祝賀イベントの開催に対する補助金1,330万円の計上であります。財源としては、全額財政調整基金を充当したものであり、市議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分としたので、その承認を求める

ものであります。

審査に当たり委員からは、今回の祝賀イベントに関して、稀勢の里関郷土後援会と市の財政負担の区分について質疑がなされ、市執行部からは市の負担分1,330万円の内訳としては、パレードにかかる経費、祝賀会にかかる経費、イベント全体の保険料、祝賀会の音響設備経費等である。また、後援会の負担分としては、手旗代、祝賀会の飲食代、参加者記念品代、花束代、事務経費等であるとの答弁がありました。

また、委員からは、今後優勝した際の対応について質疑がなされ、市執行部からは、後援会の中で協議し決定されると思われるとの答弁がありました。次に、委員からは、祝賀イベントの主体について質疑がなされ、市執行部からは、主体は後援会で、後援会が市に協力を求めたものである。市職員220人が協力し、そのほか後援会でお願いしたイベント会社を通して警備員などを依頼し、計600人が従事したとの答弁がありました。次に、委員からは、市職員の人件費の負担について質疑がなされ、市執行部からは後援会と市の共催なので、市職員の人件費は市の負担となるとの答弁がありました。さらに、委員からは、市職員の休日出勤に対する手当について質疑がなされ、市執行部からは、職員の当日の役割によって勤務時間が異なるが、半日及び1日勤務については振替休暇、それを超えた端数分については、時間外勤務手当で対応するとの答弁がありました。加えて、委員からは、市民栄誉賞の報奨金の支出について質疑がなされ、市執行部からは、市民栄誉賞審査委員会委員の報酬及び市民栄誉賞報奨金については、専決に間に合わなかったので予備費から支出した。市職員の時間外勤務手当役100万円も予備費から支出したとの答弁がありました。

議案第2号は、牛久市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件は、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、介護休暇の分割及び介護時間の新設について改正するものであります。

審査に当たり委員からは、介護休暇取得の実績と、休暇取得による昇給や退職金への影響について質疑がなされ、市執行部からは、一般職非常勤職員の介護休暇取得の実績はない。昇給については人事評価をもとに行うので、制度休暇については考慮しないため影響はない。退職金については、今回制度が改正になった支給要項が茨城県市町村事務組合からまだ来ていないので、現時点では回答できないとの答弁がありました。また、委員からは、介護休暇と介護時間を両方取得できるのかについて質疑がなされ、市執行部からは、非常勤一般職については任期が1年と定められている。同日には無理だが、別々に取得することはできるとの答弁がありました。次に、委員からは、介護休暇について、人事課として職員に対して取得を推奨している実態はあるのか。また、最長93日間の休暇ということで、休暇の取得による人的負担が与

える影響への配慮について質疑がなされ、市執行部からは、職員に対しての周知としては「牛久市職員のための子育て応援ハンドブック」の中に休暇制度の一覧を設け記載している。人的負担への配慮について、代替の職員を募集するかどうかは、その都度判断していく、との答弁がありました。次に、委員からは、介護というのは育児と異なり、先が見えないところがあるので、取得に際し、職場の理解を得、環境を整え、雰囲気をよくしていくため、管理職の理解を促すための取り組みについて質疑がなされ、市執行部からは、管理職研修や庁内メールなどで周知を図り、取得しやすい環境づくりに努めていくとの答弁がありました。

議案第3号は、牛久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件は、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、介護休暇の分割、及び介護時間の新設、並びに育児休業等に係る子の範囲の拡大について改正するものであります。

審査に当たり委員からは、介護休暇取得の実績について質疑がなされ、市執行部からは、2名の職員が延べ3回取得しているとの答弁がありました。

議案第4号は、牛久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件は、議案第3号と同様、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、介護休暇の分割、及び介護時間の新設、並びに育児休業等に係る子の範囲の拡大について改正するものであります。

議案第5号は、牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件は、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員の報酬額を改めるもの、及び農地利用最適化推進委員の報酬額を定めるもの、並びに新たに認知症初期集中支援チーム検討委員会を設置することに伴い、委員の報酬額を定めるものであります。

審査に当たり委員からは、農業委員の報酬額の算定基準について質疑がなされ、市執行部からは、農地の集積状況や遊休農地の状況により、委員の実績により変動するとの答弁がありました。これに対し、委員からは、農地の集積状況に応じてとなると、報酬は毎年変動するのかについて質疑がなされ、市執行部からは、具体的な計算方法は実績がないため今はわかりませんが、成果実績払いとなるので、活動をして成果を上げた委員にはより多くの報酬が出るとの答弁がありました。また、委員からは、市民への周知について質疑がなされ、市執行部からは所管課と調整し行っていくとの答弁がありました。次に、委員からは、認知症初期集中支援チーム検討委員会の人数と構成メンバーについて質疑がなされ、市執行部からは、人数は12人から15人を想定しており、構成メンバーについては、医師会、歯科医師会、薬剤師会、認知症医療疾患センター、竜ヶ崎保健所、認知症の人と家族の会、市職員等から適任者を当てると所

管課から聞いているとの答弁がありました。

議案第6号は、牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、人事院勧告に基づき、扶養手当の月額について、配偶者、及び配偶者がいない場合の父母等にあつては平成29年度から段階的に減額し、子にあつては同じく段階的に増額するものであります。

審査に当たり委員からは、本条例の改正によって影響を受ける職員の人数と金額について質疑がなされ、市執行部からは、平成29年1月現在の対象者は、配偶者手当が97人、子供の扶養手当が226人、そのほかの扶養手当が38人で、計361人となっている。金額については、平成28年度の支給額が4,322万4,000円で、平成29年1月の人数で算定すると、平成29年度としては4,330万8,000円となり、8万4,000円の増。平成30年度としては4,371万6,000円となり、平成28年度と比較して49万2,000円の増となる見込みであるとの答弁がありました。

議案第7号は、牛久市税条例等の一部を改正する条例についてであります。本件は、地方税法の改正に伴う個人の市民税の住宅ローン控除の適用期限を延長する改正、法人の市民税の税率を引き下げる改正、及び軽自動車税の環境性能割を創設する改正、並びに引用条項の修正を行うものであります。

審査に当たり委員からは、本条例の改正による市税の減収分については、交付税で措置されることだが、交付税の大きな枠の中で市税の減収分が確保されるのかについて質疑がなされ、市執行部からは、理論的には減収分の75%が交付税措置されるが、交付税の原資となる国税が減収になれば、牛久市に交付されるはずの交付税も減額になるとの答弁がありました。これに対し委員からは、75%は補填されるが25%は国税のほうに入るのかと質疑がなされ、市執行部からは、25%は国の歳入になる、との答弁がありました。また、委員からは、税制改正に伴い軽自動車税が牛久市でも減収が見込まれることだが、詳しく説明してほしいとの質疑がなされ、市執行部からは、企業も非課税となるハイブリッド車のほうに力を入れており、消費者もハイブリッド車を購入するようになる。一部報道では、軽自動車税が国全体で200億円ほど減収になると予想しているが、牛久市への影響額は今のところ予想できないとの答弁がありました。

議案第12号、平成28年度牛久市一般会計補正予算（第7号）のうち、当委員会の所管の歳入の主なものとして、繰入金については、今回の補正予算調製を行った結果の余剰分を財政調整基金に繰り戻すものであります。歳出の主なものとしては、空き家対策及び今後予想される大型の投資事業の財源確保のため積み立てを行う、財政調整基金積立金の計上であります。

審査に当たり委員からは、土地の売却収入について、2筆を売却したとのことだが、場所及

び金額、また、売却に当たり不動産鑑定を行ったかについて質疑がなされ、市執行部からは、1筆目は場所が中央4丁目、金額は495万3,000円。2筆目は場所が栄町4丁目、金額は750万1,320円で、どちらも不動産鑑定は行っている、との答弁がありました。

これに対し委員からは、この土地が市の所有になり、他者と賃貸契約を結ぶに至った経緯について質疑がなされ、市執行部からは、2筆とも区画整理地内であることから、区画整理の際に市の所有になったと判断できる。その後、当該土地について、隣接地の所有者と市が賃貸借契約を結び、このほど隣接地の所有者から買取要望があったため売却したとの答弁がありました。

また、委員からは、戦略的広報紙について、今年度は発行しなかったようだが、今後の考え方について質疑がなされ、市執行部からは、来年度新たに組織改正により広報政策課ができるので、そこで議論されることになるとの答弁がありました。

次に、委員からは、市制施行30周年事業について、冠をつけた記念行事はどれぐらいあったのかについて質疑がなされ、市執行部からは、今年度、鯉まつり、シティマラソン、文化協会の事業等、ほとんどと言っていいほどの行事に冠をつけていただいたとの答弁がありました。これに対し委員からは、市制施行30周年事業がこれだけ行われたということを知らせるのも必要ではないかとの質疑がなされ、市執行部からは、将来的な保存の必要もあるので、記録していくとの答弁がありました。

次に、委員からは、安全安心ワールドは平成29年度は開催しないようだが、総合防災訓練の充実あわせた考え方、市民への周知に対する取り組みについて質疑がなされ、市執行部からは、安全安心ワールドについては、一過性のものではなく、より地域に密着した効果的な訓練にと考えていく。平成28年度は、熊本地震の講話などを行った。市民への周知についても、時期を選び、効果的なものを考えていくとの答弁がありました。これに対し委員からは、市民を巻き込んだ実践型の防災訓練が平成28年度、平成29年度の取り組みの中ではどのようになっているのかについて質疑がなされ、市執行部からは、平成28年度は避難所運営ということで、発災型の対処訓練と避難所における訓練を行った。平成29年度も地域に密着した重要な訓練、特に夜間の避難訓練、それも避難所運営マニュアルに基づいた実践的な訓練を行っていくとの答弁がありました。これに対し委員からは、講演会を一つやれば、市民の防災意識が高まるというわけではなく、日々の防災への取り組みを重視するという考えに賛同するとの意見がありました。

次に、委員からは、リフレの空調設備改修について、基本設計を略して実施設計を行うとのことだが、どのような計画なのかと質疑がなされ、市執行部からは、基本設計から始めようとしたが、既存の配管で改修工事を行うことになったので、協議の結果、基本設計ではなく実施

設計でよいということになったとの答弁がありました。

また、委員からは、コミュニティバスについて、人件費がふえる一方で国の補助金が減っていることについて、詳しく説明を求める質疑がなされ、市執行部からは、コミュニティバスについては、利用者がふえ、運賃収入もふえているが、人件費や燃料費などの運行経費もふえている。一方で国の補助金の上限が年々下がっており、今年度は約100万円の減額となっていたとの答弁がありました。

次に、委員からは、財政調整基金の現在高について質疑がなされ、市執行部からは平成28年度末の現在高は約18億2,000万円であり、平成27年度末に比べて約2億7,000万円の増加であるとの答弁がありました。

次に、委員からは、AEDの市内の配備状況について質疑がなされ、市執行部からは、市役所を初めとする公共施設、小中学校、保育園、各行政区の区民会館、コンビニエンスストア26店舗に配備しており、全体で147台であるとの答弁がありました。さらに委員からは、消防団の新しい団員の確保策について質疑がなされ、市執行部からは、各行政区を通しての回覧、駅前での加入促進活動を行っているとの答弁がありました。

意見書案第4号は、「テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）」創設に反対する意見書の提出についてであります。本件は、「テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）」は、「テロ対策」を口実にしているが、実際の犯罪行為がなくても話し合いや相談、計画をただで犯罪とみなすものであり、国民の思想や内心まで処罰の対象とする違憲立法だとして、政府にその創設をしないよう求めるものであります。

審査に当たり委員からは、刑法の基本的な原則と相反するという事前の準備に対して縛っていくことで、懸念する部分が含まれているのではないかと考える。個人も対象となる可能性が含まれているということが報道されている。テロ等の犯罪を含めて現行の法体系の中で取り締まっていくというほうがいいと思う。諸外国で発生しているテロ事件を目にしていると、日本においても対策は必要だが、現在の法律でも十分対応できると認識しているとの意見がありました。

また、法律は、まだ起きていない犯罪に対して、2人以上の話し合いが罪に問われるということが起きてくることになり、非常に危険である。法務省の見解も、一般人が対象になる余地があるとしており、「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」と定めた憲法第19条に抵触する大変重要な問題をはらんでいる。国民にとって、市民にとって、重大な問題と考え、創設に反対するとの意見がありました。

一方、現在の日本の刑法の法体系では、テロを防ぐことは難しい、国際的組織犯罪を防ぐためには、この法律は必要であると考え。ただし、国民の懸念を解消すべく、最大限の努力は

必要であるとの意見がありました。

また、オウム真理教の犯罪、マレーシアで起こったVXガスによる北朝鮮の犯罪、事前に調べ上げないとわからないところがあるので、テロ行為に対しては必要であるとの意見がありました。

また、現代版の治安維持法と反対している人が大勢いる。テロの文字を入れ、テロを防止するため特定し国民が安心する形で行う。安心してオリンピックを開催できるような形に持っていこうということで、本意見書案には反対するとの意見がありました。

以上、9件であります。

付託されました案件について審査の結果、執行部提出議案についてはいずれも全会一致により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、意見書案第4号については、賛成少数により否決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（市川圭一君） 次に、黒木教育民生常任委員長。

平成29年3月24日

牛久市議会議長 殿

教育民生常任委員会  
委員長 黒木のぶ子

#### 教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

#### 記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第8号	牛久市放課後児童対策施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第9号	牛久市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決

議案第10号	牛久市地域包括センターの運営及び人員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第12号	平成28年度牛久市一般会計補正予算（第7号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
議案第13号	平成28年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第16号	平成28年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第18号	平成28年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
意見書案第1号	年金の最低保障機能の強化等を求める意見書の提出について	原案可決
意見書案第2号	児童扶養手当の拡充をもとめる意見書の提出について	原案可決
意見書案第3号	子どもの医療費助成事業の拡充を求める意見書の提出について	原案可決

〔教育民生常任委員長黒木のぶ子君登壇〕

○教育民生常任委員長（黒木のぶ子君） 教育民生常任委員会委員長審査報告。

平成29年3月9日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る3月21日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第8号は、牛久市放課後児童対策施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、さくら台児童クラブの廃止に伴う開級日等の改正並びに児童クラブにおいて行っている間食費及び児童消耗品費の徴収等の会計処理を市の一般会計に計上して執行するため必要な事項を定めるものであります。

審査に当たり委員からは、今後の児童クラブの人員の推移、市長が特に認めたときは免除できるとあるが、どのような場合に認めるのかについて質疑がなされました。市執行部からは、児童クラブの人員は平成28年5月で1,223人、平成29年度の入級申し込み数は平成29年2月末で1,360人となっており、今後5%から10%の伸びである。市長が特に認めたとき免除できる具体的な事例としては、奥野小学校でスクールバスを利用する際に、市の都合で児童に待ってもらっているため免除しているとの答弁がありました。

また、さくら台の児童クラブの詳細、及び児童のアレルギーの把握について質疑がなされ、市執行部からは、さくら台の児童は定員59人に対して100人前後の登録があること、また

児童のアレルギーについては、健康調査票により把握しているとの答弁がありました。

議案第9号は、牛久市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、放課後児童対策支援員の資格要件に、義務教育学校教諭の資格を有する者を加えるものであります。

審査に当たり委員からは、本市において今後、義務教育学校を実施する予定について質疑がなされ、市執行部からは、小中一体の施設が必要となることから、現状では小学校、中学校の一貫教育を行っていくが、市長部局と相談して検討していくとの答弁がありました。

議案第10号は、牛久市地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、介護保険法委施行規則の改正に伴い、関連する条項を改正するものであります。

議案第12号、平成28年度牛久市一般会計補正予算（第7号）のうち、当委員会所管の歳入の主なものとして、国庫支出金は牛久運動公園武道場建設事業に対する学校施設環境改善交付金の新規計上、県支出金については、牛久運動公園武道場建設事業に対する国民体育大会市町村競技施設整備費補助金の新規計上であります。

歳出の主なものとして、民生費は、民間事業者が行う介護拠点整備に対する補助等の増額計上、民間保育園の運営支援の減額計上であります。教育費については、牛久運動公園武道場建設事業の新規計上、民間幼稚園の運営支援費等の減額計上であります。牛久運動公園武道場建設事業については、完成までに期間を要することから、平成30年度までの継続事業として継続費の設定を行っております。

審査に当たり委員からは、県のマル福の基準所得拡大による受給者の状況、国体推進課の規模等について質疑がなされ、市執行部からは、平成29年度2月末現在の中学生以下の小児は、県との共同事業が1万722人、市単独が1,118人となっている。このうち、昨年10月の県の所得拡大により、約2,900人が市単独事業から県との共同事業に移行している。国体推進課は、課長以下5名体制で、現在のスポーツ推進課事務室内に配置になるとの答弁がありました。

また、介護施設への防犯カメラの設置、今後の補助金の継続について質疑がなされ、市執行部からは、特別養護老人ホーム博慈園及び元気館、グループホームけやきの3カ所に防犯カメラ、防犯灯を設置し、今後の国の補助金については未定であるとの答弁がありました。

また、総合福祉センターへのコジェネレーション導入に伴う燃料費軽減について質疑がなされ、市執行部からは、平成28年度と平成27年度を比較すると、約7%の削減があったとの答弁がありました。

議案第13号は、平成28年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）であり、歳入の主なものとして国民健康保険税は、退職被保険者等国民健康保険税の減額計上であり、繰入金は、一般会計繰入金の減額計上であります。歳出の主なものは、保健事業費等の減額計上であります。

議案第16号は、平成28年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）であり、歳出の主なものは、本年度施行見込みに伴う保険給付費及び地域支援事業費の減額であり、歳入としては、歳出予算の減額に伴う各歳入負担費目の減額計上であります。

審査に当たり委員からは、今後の保健者数及び介護保険料の推移について質疑がなされ、市執行部からは、今後も高齢化に伴い保険者数は上昇していくと見込まれ、保険料は第7期計画の中で検討していくとの答弁がありました。

議案第18号は、平成28年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）であり、本年度の保険料収入見込みが増額となったことから、後期高齢者医療保険料納付金の増額計上等を行うものであります。

意見書案第1号は、年金の最低保障機能の強化等を求める意見書の提出についてであります。

本件は、平成31年財政検証に向けて、現実的かつ多様な経済前提のもとで年金の将来推計を示す準備を進めること、世代間公平を向上させるため、年金制度の改革に取り組むことを求めるものであります。

委員からは、過去にリーマンショックの影響で将来の年金給付を先食いする事態が発生した。将来の給付水準低下を防ぎ、世代間の公平を確保するためにも、現役世代の賃金変動に合わせた給付の考え方が必要との意見がありました。

意見書案第2号は、児童扶養手当の拡充を求める意見書の提出についてであります。

本件は、児童扶養手当の支給額の引き上げを図ること、支給開始5年後に半減する措置は中止すること、児童扶養手当と年金との併給支給を認めるなど、抜本的改善を図ることを求めるものであります。

意見書案第3号は、子どもの医療費助成事業の拡充を求める意見書の提出についてであります。

本件は、茨城県において、子どもの医療費助成事業を入院・通院とも高校卒業まで実施するとともに、所得制限、自己負担を撤廃されるよう強く要望するものであります。

委員からは、意見書の内容として医療施設の充実、不足する医師の確保について入れるべきであるとの意見がありました。

以上、10件であります。

付託されました案件について審査の結果、執行部提出議案については、いずれも全会一致に

より内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、意見書案第2号は、全会一致により、意見書案第1号及び意見書案第3号は、賛成多数により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（市川圭一君） 次に、板倉産業建設常任委員長。

平成29年3月24日

牛久市議会議長 殿

産業建設常任委員会

委員長 板 倉 香

#### 産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

#### 記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第11号	平成28年度牛久市小規模水道事業特別会計予算	原案可決
議案第12号	平成28年度牛久市一般会計補正予算（第7号） 別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
議案第14号	平成28年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第15号	平成28年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第17号	平成28年度牛久市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第27号	牛久市道路認定について	原案可決
議案第28号	牛久市道路線の路線変更について	原案可決
請願第1号	農業者戸別補償制度の復活をもとめる請願	不採択

〔産業建設常任委員長板倉 香君登壇〕

○産業建設常任委員長（板倉 香君） 産業建設常任委員会委員長審査報告。

平成29年3月9日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る3月22日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第11号は、平成28年度牛久市小規模水道事業特別会計予算であり、小規模水道維持管理基金の預金利子が発生したことから、歳入歳出予算の計上を行うものです。

議案第12号は、平成28年度牛久市一般会計補正予算（第7号）であり、当委員会所管の歳入について、県支出金は、畜産競争力強化対策整備事業費補助金の減額計上であります。歳出について、農林水産業費は、民間事業者が行う畜産競争力強化対策整備事業において、事業計画の変更がなされたことに伴う補助金の減額計上等であります。

審査に当たり委員からは、合併処理浄化槽の設置補助金について減額計上しているが、合併浄化槽の当初の設置見込み数、及び確定数について質疑がなされ、市執行部からは、当初は60基の設置を見込んでいたが、国からの最終決定通知により確定した設置数が46基だったため、予算の減額計上をするものであるとの答弁がありました。また、委員からは、生ごみや雑紙等のごみの減量について質疑がなされ、市執行部からは、ごみ集積所の実態調査を行ったところ、生ごみと雑紙を合わせて約7割から8割の量が可燃ごみの中に含まれているとの結果であった。これらのごみを減量するため、生ごみは水分を切り、乾燥させることにより減量を図り、雑紙については、リサイクル可能な紙ごみを分別収集する方法を廃棄物減量等推進審議会において検討していくとの答弁がありました。その他、委員からは、企業を誘致し、進出希望企業を審査する事業が減額計上されているが、企業誘致に関してこれまでの具体的な取り組みについて質疑がなされ、市執行部からは、既存の立地企業を訪問して企業の要望を聞いたり、企業が開催するイベントへ積極的に参加するなど良好な関係性を維持する取り組みを重点的に行っている。また、圏央道の県内区間が全線開通したことや、公示地価も上昇傾向にあることなど、牛久市の好条件を生かし、情報収集しながら積極的に企業誘致をしていくとの答弁がありました。

議案第14号は、平成28年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）であり、歳入の国庫補助金は、社会資本整備総合交付金の減額、繰入金は一般会計繰入金の減額計上であります。歳出の下水道管理費は、霞ヶ浦常南流域下水道維持管理費負担金等の減額計上であります。

議案第15号は、平成28年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第2号）であり、歳

入の使用料及び手数料は、青果市場販売手数料の減額、繰入金は、一般会計繰入金の減額計上であります。歳出は、青果市場運営費等の減額計上であります。

審査に当たり委員からは、庭先集荷の体制、集荷の頻度、集荷先などについて質疑がなされ、市執行部からは、青果市場で行っている庭先集荷は、職員4人、車両は2台を使用して行っている。水曜日と日曜日は市場の休業日であるため、集荷を行っていないが、それ以外の日はほとんど庭先集荷を行っている。集荷先は、個人の農作物栽培者を含めると年間で500から600件であるとの答弁がありました。

議案第17号は、平成28年度牛久市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）であり、企業誘致事業等推進基金預金利子が発生したことから、歳入歳出それぞれに利子収入、利子積立金を増額計上するものです。

審査に当たり委員からは、工業用地の現在の状況と、点在する先行取得した土地の利用について質疑がなされ、市執行部からは、桂工業団地、奥原工業団地の2つの工業団地の全ての区画について販売済みである。奥原工業団地地内に株式会社ホギメディカルが所有しているが工場を建設していない土地が1区画ある。この土地を所有者が売却したいとの意向であるため、牛久市としてはこの区画について企業誘致を行っていく。また、先行取得した土地については、接道していないため、工業用地として利用することは難しいと判断しているとの答弁がありました。

議案第27号は、牛久市道路線の認定であり、開発行為による8路線、道路整備事業による2路線、道路寄附による1路線の、合わせて11路線を認定するものです。

議案第28号は、牛久市道路線の路線変更についてであり、土地改良事業による1路線、道路整備事業による1路線の、合わせて2路線を路線変更するものです。

請願第1号は、米価が生産量を大きく下回る水準に下落し、生産者だけでなく米の流通業者の経営も立ち行かない状況の中で、政府は農地を集積し、大規模・効率化を図ろうとしていることにより、稲作農家の離農が加速し、地域が一層疲弊している状況から、当面、生産費を補う農業者戸別所得補償制度を復活させて、国民の食糧と地域経済、環境と国土を守ることを求めるものであります。

審査に当たり委員からは、米をつくれればつくほど農業者にとっては赤字になり、米づくりをやめるしかない状況が生まれつつある中で、農業者戸別所得補償制度を復活させて国民の食糧等を守ることを趣旨とするこの請願を牛久市議会として採択すべきであるとの意見がありました。

以上8件であります。

付託されました案件について審査の結果、執行部提出議案については、いずれも全会一致に

より内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、請願第1号については、賛成少数により不採択すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（市川圭一君） 次に、柳井予算特別委員長。

平成29年3月24日

牛久市議会議長 殿

予算特別委員会

委員長 柳 井 哲 也

#### 予算特別委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

#### 記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第19号	平成29年度牛久市一般会計予算	原案可決
議案第20号	平成29年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
議案第21号	平成29年度牛久市公共下水道事業特別会計予算	原案可決
議案第22号	平成29年度牛久市青果市場事業特別会計予算	原案可決
議案第23号	平成29年度牛久市小規模水道事業特別会計予算	原案可決
議案第24号	平成29年度牛久市介護保険事業特別会計予算	原案可決
議案第25号	平成29年度牛久市工業用地造成事業特別会計予算	原案可決
議案第26号	平成29年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算	原案可決

[予算特別委員長柳井哲也君登壇]

○予算特別委員長（柳井哲也君） 予算特別委員会委員長審査報告。

平成29年3月9日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、

議案第19号 平成29年度牛久市一般会計予算

議案第20号 平成29年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算

議案第21号 平成29年度牛久市公共下水道事業特別会計予算

議案第22号 平成29年度牛久市青果市場事業特別会計予算

議案第23号 平成29年度牛久市小規模水道事業特別会計予算

議案第24号 平成29年度牛久市介護保険事業特別会計予算

議案第25号 平成29年度牛久市工業用地造成事業特別会計予算

議案第26号 平成29年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算

以上8件であります。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る3月2日、13日、14日、15日の4日間にわたり委員会を開催し、牛久運動公園、市道23号線、エスカドうしくビルの3カ所の現地視察を行うとともに、3月13日、14日、15日の3日間は市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

初めに、市長公室、経営企画部、総務部、市民部等所管の歳入歳出について委員からは、防犯カメラ設置の具体的な場所と台数について質疑がなされ、市執行部からは、市道23号線と牛久駅から刈谷方面へ向かう道路の交差点に1カ所、ひたち野東地区のスーパーマーケットの交差点に1カ所の計2カ所であるとの答弁がありました。

また、委員から歳入について、平成28年度と比べて法人市民税が減、固定資産税が増となっている要因について質疑がなされ、市執行部からは、法人市民税については、平成28年度に大型の予定納税があったが、平成29年度には見込めなくなったための減である。固定資産税については、土地の下落率が当初見込みより小さくなったため、また、ひたち野地区における住宅の新築軒数が当初見込みより多くなったための増であるとの答弁がありました。

また、委員からは、シティプロモーションに関する予算が平成28年度と比べて減となった要因について質疑がなされ、市執行部からは、平成28年度に計上していた動画制作の分が減になっているため、シティプロモーションの事業自体が後退しているわけではないとの答弁がありました。

また、委員からは、有償運送について、NPO法人への支援に対する市の取り組みと今後の方針について質疑がなされ、市執行部からは、予算については平成28年度に比べて7万円増となっていること、また、当該NPO法人については、会員数もふえてドライバーの確保が難しくなり、電話予約を断らざるを得ないこともあると聞いている。市としては、東部地区のデマンド交通を担っていただいていると重く受けとめており、できる限り支援を行っていきたい

との答弁がありました。

その他、委員からは、市が顧問契約を結んでいる弁護士事務所の数と、市が訴えられている裁判の件数について質疑がなされ、市執行部からは、市が顧問契約を結んでいる弁護士事務所は3つであり、市が訴えられている継続中の裁判は2件であるとの答弁がありました。

次に、教育委員会所管について委員からは、ひたち野うしく地区の中学校建設に関する実施設計には、建設計画当初の構想である、将来的に地域コミュニティの拠点となるような設計が盛り込まれるのかとの質疑がなされ、市執行部からは、廊下の引き戸等を施錠することにより、学校とは切り離れた状態で使用できる地域活動室という常設の独立した部屋を設けることになっている。このような独立して使用できる部屋を各棟に設置し、引き戸一つで各棟が独立して使えるような構造にしようと考えている。将来生徒数が減少してきた場合には、他の用途に転用しやすいように考慮した設計にすることも考えているとの答弁がありました。また、日本遺産登録推進協議会補助金が予算計上されているが、シャトーカミヤ等の日本遺産認定に向けた今後の取り組みについて質疑がなされ、市執行部からは、現在、甲州市を含めた山梨県内の3市においてブドウとワインを使った日本遺産や武田信玄を使った日本遺産など3点について申請中であり、その申請に対する結果が出た後に甲州市への訪問を考えている。甲州市とともに日本遺産認定に向けた活動ができることになれば、日本遺産登録推進協議会を設立し、会議を随時開催するとともに、国や牛久市内外へのアピール活動を行い、来年の1月に申請する予定であるとの答弁がありました。

次に、保健福祉部所管について委員からは、住居確保給付金事業の平成29年度の事業内容について質疑がなされ、市執行部からは、生活困窮者自立支援法に基づいて、離職等により住居を失う恐れのある方に対し、一定の要件のもとで家賃を給付していく。この給付金により生活再建ができれば、生活保護に至る事例は減少するが、当該給付金を活用しても生活保護に至る可能性もあるので、生活保護に至った場合には引き続き自立できるよう就労支援を行っていくとの答弁がありました。

また、保育体制強化事業補助金の活用状況と保育士不足の解消など、当該補助金の効果について質疑がなされ、市執行部からは、乳児等保育事業、保育補助者雇上強化事業、障害児保育事業費の3つの補助金については、保育士の処遇改善に関する補助金であり、保育体制強化事業補助金は、保育資格を有しない保育支援者を雇用し、従来は保育士が行っていた保育室の清掃や食事の後片づけ等の仕事を保育支援者が行うことで、保育士業務の負担軽減を図ることを目的としている。以前は民間保育園にはほとんど雇用されていなかった業務員等の保育支援者が雇用されるようになり、補助金の活用による保育士業務の負担が軽減されてきていると認識しているとの答弁がありました。

次に、環境部、経済部、建設部等所管について委員からは、エスカード牛久ビルの利活用を図るための予算が計上されているが、2階から4階の床については、どのように利活用を図っていく方針なのかとの質疑がなされ、市執行部からは、2階と3階については、物販店舗を誘致したいとの構想を持っているが、今後はエスカード牛久ビルの活性化を目的とした懇話会を設け、4階は公共的利用がよいか、駅前の拠点ビルとしてどのようなものがふさわしいかなどの意見を聞きながら検討していくとの答弁がありました。

また、圏央道の県内区間が全線開通したこともあり、より積極的な不法投棄対策が求められるが、平成29年度の不法投棄対策の内容について質疑がなされ、市執行部からは、環境美化推進委員の地域パトロールの実施により情報の提供を受けているのが現状である。不法投棄の件数としては、自転車、タイヤ、テレビ、冷蔵庫などの不法投棄が平成28年度において現在128件となっているほか、昨年末には、不正残土の持ち込み事案が発生したが、市職員のパトロールにより発見し、早期に解決した事例もあることから、環境美化推進委員、行政区、市職員が連携しながらパトロールの強化と早期解決に重点を置いて事業を実施していくとの答弁がありました。

その他、商業地内の街路灯の総数、撤去費用、LED化に要する費用などについて質疑がなされ、市執行部からは、商工会で管理している街路灯については、商工会に加入している市内事業所のイメージアップを図るため、各事業所の看板を掲げて設置しているもので、設置者が街路灯の所有者であり、電気料金、水銀灯の交換費用、修繕費用等は所有者である各事業所の負担となっている。街路灯の総数は708基であり、撤去費用は1基当たり4万1,600円である。そのうち、産業廃棄物処理費用相当額である2万円を市で補助するものである。LED化に要する費用は1基当たり2万7,000円であり、そのうち2万250円を市で補助する予定で予算計上している。今後のLED化の予定としては、比較的新しい5号機514基、4号機180基の、合わせて694基を5カ年でLED化する計画であるとの答弁がありました。

最後に、各特別会計のうち、国民健康保険事業特別会計について委員からは、医療費の削減に向けて、生活習慣病予防のための保健指導をどう考えるかとの質疑がなされ、市執行部からは、医療費削減に向けては、生活習慣病予防が重要なカギを握っており、早期の予防を目的とした特定保健指導に該当する方に対して、食事や運動など、どう改善すべきかを考えるグループワークを取り入れた講習会を実施しており、欠席された方に対しては訪問、面接を行っている。また、糖尿病などの重症化予防を目的として、訪問、面接を行い、専門医の診断を受けるよう働きかけを行っているとの答弁がありました。

また、公共下水道事業特別会計について委員からは、雨水対策としての調整池整備が進めら

れているが、今後も新たに調整池を必要とする状況が発生するののかとの質疑がなされ、市執行部からは、一度に複数の調整池を設けても雨水の貯留量を稼げるものではなく、調整池としてのよりよい効果を発揮するためには、雨水管の整備の進捗に合わせて調整池の整備を進める必要があり、当初予算位置図に示したものの以外にも今後整備すべき調整池があるとの答弁がありました。

付託されました案件につきまして審査の結果、議案第19号ないし議案第23号、及び議案第25号は全会一致により、議案第24号及び議案第26号は賛成多数により、いずれも内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（市川圭一君） 以上で各委員長の審査の経過並びに結果についての報告は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時25分といたします。

午前11時10分休憩

---

午前11時24分開議

○議長（市川圭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。

なお、質疑は一括質疑でお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で、各委員長に対する質疑を終結いたします。

これより、提出されている全議案に対する討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。15番石原幸雄君。

〔15番石原幸雄君登壇〕

○15番（石原幸雄君） 請願第1号に対する反対討論。

本請願は、稲作農家の戸別所得補償の復活を求めるものでありますが、内容が不十分であるという理由で反対であります。確かに、日本の農業所得に占める財政負担の割合は15.6%と欧米諸国に比べると低水準であります。一方、我が国においては、ほとんど報道はされていませんが、米国は農業者のうち特に穀物農家に対しては50%、欧州ではフランスが90.2%、イギリスが95.2%、スイスが94.5%と、信じがたいほどの高水準の財政負担を行っておりますが、その背景には農産物が国境の守り手であるという考え方が毅然として存在するのであり、その意味で国家の安全保障に対する農業の位置づけが我が国とは全く異なるものであると認識をいたします。

ところで、本請願は、単に稲作農家の戸別所得補償の復活を求めています、当然のことながら、農業は稲作だけには限られず、しかも、安全保障に対する考え方も不明確な内容となっています。それゆえ、本来請願を提出するのであれば、稲作だけではなく、全ての農業者に対する所得補償を求めるべきであり、あわせて農業を国家の安全保障の一端に位置づけることをもしっかりと求めるべきであると判断をいたします。

したがって、本請願は不十分な内容であると言わざるを得ません。

議員各位の理解をお願い申し上げ、反対討論といたします。

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。9番黒木のぶ子君。

〔9番黒木のぶ子君登壇〕

○9番（黒木のぶ子君） それでは、意見書案第1号年金の最低保障機能の強化等を求める意見書について賛成討論をいたします。

公的年金は、2004年の見直しで、ときの労働大臣の坂口さんが「年金は百年安心」と言った言葉を今でも覚えておりますが、昨年の12月に成立した年金制度改革関連法の法令の一つに、年金抑制法があり、2021年4月以降の給付に対して新ルールが導入され、物価と賃金の相関関係によって低いほうに年金の給付額を合わせることから、年金額がどんどん減っていくというような懸念がされております。また、御存じのとおり、年金積立金がアベノミクスの政策により株式等に50%の高い割合で東証一部1945社の株で運用されていることは皆さん御存知のとおりですが、この株というのは、ギャンブル的要素が大変高いわけで、このことによりまして年金の給付が不安定になってくるという現状でもあります。

昨今、経済新聞等で議論されております東芝ですね、一部上場ですが、この年金の積立金による株の運用で150億も損失を出しておりますし、また、株の比率も意外と高い東京電力もやはりこの1945社の中の一つであります。

このように、株式で年金の積立金を運用することは、極めてリスク性が高く、近年の運用では2015年度は通期で5兆3,098億円の損失、2016年4月から6月期も5兆円超の損失となっております。やっと第3四半期に、つまり2016年7月から9月期ですが、今儲かったと言われておりますが、それでも2兆3,700億円の、これだけの利益でしかありません。この先の運用は極めて、株の投資でありますから不安定で、そして皆さんの年金給付額は不確かであります。

国は、少子化の進行を口実にしてしておりますが、就労環境の悪化や、非正規での賃金体系等を考えれば、少子化は当然と考えられます。数日前に会った牛久市の市民の人たちは、若い人でしたけれども、「子供何人いるの」と聞いたら「1人です」と。「1人寂しいね」と言いましたら、「いや、1人以上はもうつくれないよ」とかいう言葉が大多数の若い人たちの声でもあり

ます。高齢化だって医療の発達と同時に年金受給までの歳月を有しているわけですので、国は何の抜本策も講じてこなかった結果、年金ばかりではなく、医療も介護も、社会保障と言われるこの制度が崩壊寸前であると言われております。

このように鑑みまして、牛久市に住んでいる多くの市民は、老後の生活の糧は年金であるということから、現在年金を受給している世代にとっては医療や介護の負担増が目白押しでもあり、現在でも生活の不安を余儀なくされ、そうした中で老後の暮らしが立ち行かなくなり、これ以上の給付の抑制はすべきでないと考えます。ましてや、将来年金を生活の資源として生活する現役世代におきましても、年金の水準が安定した給付の確保というものを図らなければ、年金の不確かな制度ゆえに、その年金を積み立てたくないというような声も聞かれる昨今でございます。

制度の策定は国しかできませんが、私たち自治体議員といたしましては、年金受給者の安全・安心のため、各位の御賛同をお願いし、私の賛成討論といたします。

○議長（市川圭一君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。16番遠藤憲子君。

〔16番遠藤憲子君登壇〕

○16番（遠藤憲子君） それでは、議案第24号平成29年度介護保険事業特別会計、第26号平成29年度後期高齢者医療事業特別会計に対する反対討論を行います。

介護保険事業特別会計では、29年8月から高額介護サービス費の区分が変更となり、一般区分の利用者負担の上限額が月額3万7,200円から4万4,400円に引き上げられ、7,200円の負担増となります。既に27年8月には、現役並み所得者は引き上げられており、27年8月から28年7月までの実績は117件でした。現役並み所得者とは、同一世帯に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいて、収入が単身383万円以上、2人以上では520万円以上が対象となります。現在、1,069人が引き上げの対象となっております。反対です。

後期高齢者医療事業特別会計では、医療保険の制度見直しにより、保険料負担、患者負担をさらに引き上げるために反対します。

4月から低所得者に対する保険料の軽減が縮小されます。所得に応じて支払う所得割は、5割軽減から2割軽減に縮小、被用者保険加入者の扶養家族から後期高齢者医療に移った人の保険料の定額部分（これは均等割を言います）も9割軽減から7割軽減に縮小されます。対象者は、均等割の9割軽減から7割軽減が491人、低所得の被扶養者で、本来7割軽減となるどころ8.5割軽減になる人が135人、さらに所得割の5割軽減から2割軽減が699人です。まさに低所得、低年金の高齢者を狙い撃ちした負担増となります。

以上のことから、議案第24号、第26号に反対をいたします。

議員各位の御賛同を心からお願いいたし、反対討論といたします。

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。17番鈴木かずみ君。

〔17番鈴木かずみ君登壇〕

○17番（鈴木かずみ君） 意見書案第4号「テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）」創設に反対する意見書の提出に対する賛成討論。

安部内閣は21日、国民の内心を処罰する共謀罪法案を閣議決定し、国会に提出しました。

今国会で成立を図る考えです。過去3回廃案になった共謀罪法案の国会再提出の動きに対し、日弁連や刑法学者、憲法学者たちを含む広範な国民の批判が強まっていますが、安部内閣は4度目の国会提出を強行しました。

共謀罪の対象犯罪は277に上り、2人以上で犯罪の実行を計画するだけで処罰の対象となります。思っただけでは犯罪にならないという近代刑法の原則の大転換となるものです。思想及び良心の自由を保障した憲法19条に背く違憲立法だと多くの識者が指摘をしているところです。処罰の対象となる準備行為は、法文上拡大解釈が可能であり、一般の団体などが組織的犯罪集団であるかどうかを判断するのは捜査機関であり、共謀しているかどうかをつかむためには、多数の一般人を盗聴や監視の対象にすることになり、広い国民の思想信条を侵すものとなります。

政府は、テロ対策を共謀罪導入の口実にしてきました。しかし、当初の政府原案には、テロの文言はなく、説明との食い違いが指摘され、最終案になってテロリズム集団、その他の組織的犯罪集団の文言が挿入されました。御存じのように、日本は既にテロ防止の13本の国際条約に基づいた国内法を整備しており、テロ対策は国民をだます口実に過ぎないこともわかりました。

なお、3月22日の参議院法務委員会で明らかになったことは、安部政権が共謀罪法案を必要だという最大の口実にしてしている国際組織犯罪防止条約、TOC条約をめぐる、条約の起草段階で日本政府がテロリズムは本条約の対象とすべきではないと主張していたことが明らかになりました。これは共謀罪を正当化する政府の論拠が改めて崩れたこととなります。この起草委員会でTOC条約の対象犯罪にテロを含めるかが議論となった際に、含めればテロに対する既存の条約に悪影響を及ぼしかねないなど、主要17カ国が反対をしていた。日本もテロリズムについては他のフォーラムで扱うべきであり、本条約の対象とすべきではないということを主張していたことが外務省が提出した資料に記されていたのです。このことは、共謀罪創設をTOC条約上の義務だと説明するのは、国民をまさに欺くものであり、共謀罪の正体をごまかすテロ等準備罪の呼称自体やめるべきであります。

このような共謀罪の中身が国民の中に明らかになるにつけ、世論調査でも反対の声が多数になりつつあります。共謀罪法案は現在の治安維持法だ、277の治安維持法ができると考える

べきであり、政府に異議を申し立てる運動にも適用されかねないと、強い批判が沸き起こっています。一般市民にとって戦前のように盗聴や密告の横行する社会を再現させてはなりません。

よって、「テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）」創設に反対する意見書に対する議員各位の御賛同を心よりお願いし、賛成討論とします。

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。22番中根利兵衛君。

〔22番中根利兵衛君登壇〕

○22番（中根利兵衛君） 意見書案第4号「テロ等組織犯罪準備罪」創設に反対する意見書に反対する討論を行います。

近年、テロに対する脅威が高まっております。ここ数日前にイギリス・ロンドンで、またフランス・パリにおいて発生した同時多発テロ事件では、一般市民が普通に利用するカフェや劇場といったソフトターゲットが狙われ、130人以上もの無防備な人命が奪われました。まさに大量無差別殺傷テロ事件であります。今回の事件を契機に、多くの日本国民が、我が国は大丈夫なのだろうかと心配する方も多いのではないかと思います。今、日本の国は月200万人とも言われる外国人観光客が出入国できる環境にあります。今後、2020年東京オリンピック・パラリンピックなど、国際的な大きな行事が控えております。あってはならないものがテロ事件であります。これまでの「テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）」を「テロ等準備罪」に改正し、具体的に組織的犯罪集団に限定され、犯罪を計画した2人以上のうち、少なくとも1人が資金や物品の手配をしたり、関係場所の下見など、実行準備行為を行った場合に処罰されるという、事前に犯行の芽を摘むことであり、わかりやすい規定になっております。一度としてあってはならないテロ事件であります。早急な法整備が必要であると考えます。

よって、この意見書案第4号に反対するものであります。

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。16番遠藤憲子君。

〔16番遠藤憲子君登壇〕

○16番（遠藤憲子君） それでは、請願第1号農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願に賛成討論をいたします。

御存じのように、農業者戸別所得補償制度は、米価が恒常的に生産費を下回ることから、生産目標数量に従って米を生産する農業者に対して、標準的な生産費（これは経営費に家族労働費の8割が充てられます）と平均的な販売価格の差額を補填する制度です。

平成25年産米までは農業者戸別所得補償制度により10アール当たり1万5,000円が交付され、生産を下支えしていました。サラリーマンであれば、この金額以下で働いてはだめという最低賃金があり、少しずつではありますが上がってきている現状です。ところが、農業者では、最低限の所得を補償する政策が逆に弱められて、10アール当たり交付金が1万5,

000円が、26年産米では7,500円と半減され、平成30年には廃止されます。

一方、26年産米の生産費は60キロ当たり、1俵ですね、これが1万5,416円、27年産米では1万3,174円と、米価が生産費を下回り、つくればつくるほど赤字になり、これでは米づくりを続けることができません。政府は、農業の規模を拡大してコストを下げればいいと言いますが、米価が低過ぎるため、むしろ規模の大きな農業者ほど赤字が拡大して経営危機に陥りかねない状況です。

欧米では、経営を下支えする政策が確立をしております。アメリカでは、2014年の農業法により、不足払いとならしと収入保険の三層構造で下支えをしております。不足払いは価格、コストが発動基準のため、高価格のときには発動されませんが、2015年以降の価格下落に対しては有効に機能しております。ならしは収入が発動基準のため、高価格・高コストが同時並行に発動しますが、2015年からは価格が下落をしているため、不足払いが主に使われております。また、収入保険はならしの補完として機能しているとのことでもあります。

日本においては、国民が安心して国内産のお米を食べ続け、水田が果たしている多面的な機能により環境や水田を守り、地域経済の維持・発展のためにも農業者経営を下支える政策として農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願に賛成をいたします。

議員各位の御賛同を心よりお願いいたします。

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。3番尾野政子君。

〔3番尾野政子君登壇〕

○3番（尾野政子君） 意見書案第4号「テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）」創設に反対する意見書の提出について、反対の立場から討論を行います。

私ども公明党は、3月16日、テロ対策を強化するため、テロ等準備罪を新設する組織犯罪処罰法改正案を了承いたしました。その主な理由の1番目として、まずは、2020年の東京五輪・パラリンピックをテロの標的にしては断じてならないという観点が一つでございます。

また、2つ目として、国連加盟国は、現在196カ国でございますけれども、国際組織犯罪防止条約、いわゆるTOC条約を締結していないのは、日本を含め11カ国のみとなっており、国連総会決議などで繰り返し日本のTOC条約締結が要請されているところでございます。

日本がTOC条約を締結することで、国際的な捜査の共助や犯人引き渡しなどの連携が可能になります。さらに、主要7カ国、G7においても、日本だけがこの条約を締結いたしておりません。このTOC条約の締結を実現することで、国際社会との連携のもと、テロ防止や犯罪組織の資金源を絶つ取り組みが前進する利点も挙げられております。

3点目といたしまして、テロ等準備罪の新設については、犯罪の構成要件が現額化されたことにより、一般人が処罰の対象になるのではないか、また、捜査権の乱用につながるのではな

いかという懸念に対しては、テロ組織や暴力団など組織的犯罪集団という枠をはめており、NPO法人や企業が含まれないことが明確になっている点でございます。

そして、4点目でございます。対象犯罪の数の当初の676から277に削減したほか、犯罪の成立は内心の合意だけでなく、組織的犯罪集団が重大犯罪の計画をし、準備行為という客観的事実が必要とされることから、このことが大きな歯止めがかかったと考えるものでございます。

以上の観点から、この組織犯罪処罰法改正案は、テロ等の未然防止のため必要と考えるところであります。したがって、意見書案第4号には反対をいたします。以上でございます。

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。12番守屋常雄君。

〔12番守屋常雄君登壇〕

○12番（守屋常雄君） 創政クラブの守屋でございます。

議案第19号平成29年牛久市一般会計予算に対し、賛成する旨の意見を述べたいと思います。

私は、当初よりひたち野地区に中学校を建設することに市の財務上の心配で反対でした。しかし、3月22日に全員協議会の中で、根本市長が道半ばで使途を変更するような校舎はつくるつもりはない。50年後まで立派に中学校の校舎として最後まで使用できるように市政運営を行っていくという旨の御発言がございました。

私は、心打たれました。幾ら二元代表制とはいえ、市長がそこまで腹をくくって建設する覚悟ならば、私も市議会議員の端くれとして、まことに困難な道筋とは思いますが、市民のため、牛久市の繁栄につながるように精一杯頑張ってみる覚悟を固めました。

そのような考えで賛成させていただきます。くれぐれも大胆な施策の展開と、国や県に対しての働きかけ等に知恵と汗をかく執行部の奮闘を希望いたします。以上でございます。

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。6番山本伸子君。

〔6番山本伸子君登壇〕

○6番（山本伸子君） 請願第1号農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願に対して反対討論をいたします。

平成21年度衆議院総選挙時に掲示された民主党マニフェストの中で、目玉となる施策であった農業者戸別所得補償制度は、支給対象を大規模農家だけに絞らず、生産調整に参加する販売農家全てを対象としたものでした。つまり、専業農家だけでなく、日本の農家の多くを占める兼業農家にも農業の所得を補償するという政策でした。

一方、40年以上にわたる減反政策や、米価の高値は多くの兼業農家を米産業に滞留させることになり、それゆえ専業農家にとっては農地を確保して規模を拡大し、コストを下げた所得

をふやすことが困難になっているとも言われています。

このことから、販売農家全てを対象とした農業者戸別所得補償制度を復活させるのではなく、それにかわる直接支払の受益者を専業農家等に限定するなど、支援対象者を明確化した制度の構築が必要であると考えます。

日本の農業政策は、農家所得を高く保つことを主要目標に掲げてきましたが、食糧を安定的に国民に供給するための食糧安全保障の機能や、水資源の涵養など、農業が農産物の生産以外に果たす多面的機能を維持するため、また食糧自給率を高めていくためにも、農業を維持・発展させる必要があります。そのための方策として、直接所得補償は農家の経営安定のためのツールとして活用し、基盤整備は大規模農家への集約化、農業機械設備への補助等を組み合わせて行動改革を進めていくことが重要であると考えます。

よって、この農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願には反対いたします。

議員各位の御賛同を心からお願いいたします。

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。18番利根川英雄君。

〔18番利根川英雄君登壇〕

○18番（利根川英雄君） 意見書案第3号子どもの医療費助成事業の拡充を求める意見書の提出についてであります。

牛久市では、子供の医療費助成については、昨年10月から18歳までの医療費助成を実現し、子育てしやすい牛久市への道が開かれました。しかし、全額無料ではなく、診療科目ごとに月600円掛ける月2回まで、一部自己負担が続いております。小児科、耳鼻咽喉科など、複数の診療を受けることも多いことから、負担感も増してまいります。若いお母さんたちからの声が寄せられているわけであります。

子供の医療費の問題につきましては、私たちは、会派は、ゼロ歳児の問題、小学校、そしてまた中学校までの医療費無料化の議案も議員提案でしてきた経緯があります。その中で主張してきたのが、日本も批准をしております国連が定める子ども権利条例であります。これは、18歳までを対象としており、全ての子供たちは地位や所得にかかわらず、差別することなく、公平で最良の医療を受ける権利を有するとしているわけであります。この一部自己負担の撤廃及び所得制限の撤廃について、県における事業の拡充を求める意見書に対して賛成をするものであります。

議員各位の御賛同を心から訴えまして、賛成討論といたします。

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第1、議案第1号ないし、日程第28、議案第28号の28件、日程第29、意見書案第1号ないし日程第32、意見書案第4号の4件、日程第33、請願第1号の1件について順次採決いたします。

初めに、議案第1号専決処分承認を求めることについて、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号牛久市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号牛久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号牛久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一

部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号牛久市職員の給与に関する条例の一部改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号牛久市税条例等の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号牛久市放課後児童対策施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号牛久市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号牛久市地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号平成28年度牛久市小規模水道事業特別会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号平成28年度牛久市一般会計補正予算（第7号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号平成28年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号平成28年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号平成28年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第15号は委員長の報告のとおり

可決されました。

次に、議案第16号平成28年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号平成28年度牛久市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号平成28年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号平成29年度牛久市一般会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号平成29年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号平成29年度牛久市公共下水道事業特別会計予算、本案に対する委員長

の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号平成29年度牛久市青果市場事業特別会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号平成29年度牛久市小規模水道事業特別会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号平成29年度牛久市介護保険事業特別会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立多数であります。よって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号平成29年度牛久市工業用地造成事業特別会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号平成29年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立多数であります。よって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号牛久市道路線の認定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号牛久市道路線の路線変更について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、意見書案第1号年金の最低保障機能の強化等を求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立少数であります。よって、意見書案第1号は否決されました。

次に、意見書案第2号児童扶養手当の拡充を求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、意見書案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、意見書案第3号子どもの医療費助成事業の拡充を求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、意見書案第3号は可決されました。

次に、意見書案第4号「テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）」創設に反対する意見書の提出に

ついて、本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立少数であります。よって、意見書案第4号は否決されました。

次に、請願第1号農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願、本案に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案についてお諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立少数であります。よって、請願第1号は不採択とすることに決しました。

次に、日程第34、議員提出議案第1号についてを議題といたします。



日程第34 議員提出議案第1号 牛久市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（市川圭一君） 提案者に提案理由の説明を求めます。19番山越 守君。

〔19番山越 守君登壇〕

○19番（山越 守君） 議員提出議案第1号につきまして、提案理由を申し述べさせていただきます。

本市議会の政務活動費は、平成13年度に政務調査費として交付が開始されて以来、今日に至るまで月額7,500円とされてきましたが、本市議会議員が調査研究のために実際に必要としてきた経費の金額や他市議会の政務活動費の交付額を鑑みますと、月額1万2,500円とするのが相当であるとの議会の総意から、月額5,000円の増額について、牛久市特別職報酬等審議会に諮問していただくよう平成28年5月24日付で市執行部に対して申し入れをいたしました。

この申し入れに対し、牛久市特別職報酬等審議会の審議を経て、その結果なされた答申内容について、平成29年2月24日付で市執行部から回答がありました。答申の内容は、議会の調査活動基盤の充実を図るため、また、他市の交付額の状況から牛久市議会の申し入れを尊重し、現在、7,500円である政務活動費を月額1万2,500円とするものでした。

また、答申には政務活動費を増額するに当たり、政務活動費の目的を逸脱することがないよう、これまで以上に透明性を高める措置を講じることが条件として付されました。

これらの答申内容を受け、政務活動費を月額7,500円から1万2,500円に改正する

とともに、使途については更なる透明性を高めることを目的として、政務活動費収支報告書等を市議会ホームページ上で公表する規定を追加するため、牛久市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正し、平成29年4月1日から施行するものであります。以上であります。

○議長（市川圭一君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより、議員提出議案第1号についての質疑を許します。15番石原幸雄君。

〔15番石原幸雄君登壇〕

○15番（石原幸雄君） 1点だけ確認をさせていただきたいと存じます。

収支報告書をホームページ上で公開するという提案理由がございましたが、平成28年度の政務活動費の収支報告書については、これもホームページ上での公開ということの対象になるのかどうか、確認を求めます。以上であります。

○議長（市川圭一君） 19番山越 守君。

〔19番山越 守君登壇〕

○19番（山越 守君） 石原議員の御質疑に対してお答えを申し上げます。

この改正案につきましては、平成29年4月1日施行ということになっております。したがって、28年度の報告書等に関しては従来どおりという判断で進めさせていただきます。

申し添えます。28年度の報告書につきましては、従来の様式で報告を行うということになります。

○議長（市川圭一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議員提出議案第1号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第1号について採決いたします。

議員提出議案第1号牛久市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第1号は可決されました。

次に、日程第35、閉会中の事務調査の件を議題といたします。



閉会中の事務調査の件

○議長（市川圭一君） 本件は、お手元に配付してありますとおり、各委員長から閉会中の事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。本件は、各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、本件は、各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに決しました。

以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了されました。

これをもって平成29年第1回牛久市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後0時31分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 市 川 圭 一

副 議 長 尾 野 政 子

署名議員 山 本 伸 子

署名議員 杉 森 弘 之